

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 11月12日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、段階的規制緩和計画の変更を発表しました。その概要は以下のとおりです。

●第4段階（再開初期）へ移行（16日（月）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市3区（インデペンデンシア区、ラス・コンデス区、サンティアゴ区）、サン・ベルナルド区

●第3段階（準備期）へ移行（16日（月）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市2区（ロ・プラド区、ラ・システルナ区）、パードレ・ウルタド区

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州サン・フェルナンド市、ピチデグア市

●第2段階（移行期）へ移行（16日（月）午前5時より）

首都圏州イスラ・デ・マイポ区

アラウカニア州ビリヤリカ市、カラウエ市、ガルバリノ市
ロス・ラゴス州サン・ファン・デ・ラ・コスタ市、プランケ市、リオ・ネグロ市

●第2段階（移行期）へ後退（14日（土）午前5時より）

ロス・ラゴス州プケルドン市

●第1段階（義務的自宅待機措置）へ後退（14日（土）午前5時より）

アラウカニア州 Cholchol 市、トライゲン市

ロス・リオス州ロス・ラゴス市

2 また、チリ内務省は官報にて11月13日から27日まで国境閉鎖措置を延長するとともに、11月23日午前0時よりサンティアゴ国際空港（SCL）でのみ国境を再開するが、入国に当たっては保健省の衛生規則に従う必要がある旨を発表しました。入国に際する必要な諸手続については、今後の保健省等からの発表が待たれます。

3 11月12日時点で、チリ国内では526,438名（死亡者14,699名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察

による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html